

国税庁は、昭和24年に大蔵省(現、財務省)の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に12の国税局(沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。)、524の税務署が設置されています。

また、その他に、税務職員の研修機関である税務大学校や、特別の機関として、納税者の不服申立ての審査に当たる国税不服審判所があります。

1 国税庁の任務と使命

国税庁の任務は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされています(財務省設置法第19条)。

国税庁は、これらの任務を遂行するに当たっては、納税者である国民の理解と信頼を得ることが何より重要であると考えています。

このため、国税庁の任務を遂行するに当たっての実施基準や行動規範などを取りまとめ、「国税庁の使命」として職員に示すとともに、国民に対して公表しています。



国税庁

国税庁の使命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

- 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性を配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- イ 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすくて確実に周知・広報を行う。
- ロ 納税者からの問合せや相談に対して、迅速かつ確に対応する。
- ハ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- イ 適正・公平な課税を実現するため、
 - (イ) 関係法令を適正に適用する。
 - (ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと思われる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - (ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ロ 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行動規範

- 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

(1) 任務遂行に当たっての行動規範

- イ 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ロ 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ハ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ニ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ホ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

(2) 職員の行動規範

- イ 納税者に対して誠実に対応する。
- ロ 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ハ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今後の取組

- 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

2 税務行政の運営の考え方

国税庁は、前述のような任務と使命を果たし、納税者の皆様からの理解と信頼を得るため、以下のよう
な取組を行います。

国税庁の取組

(1) 納税者サービスの充実

- 納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、国税庁ホームページなどを通じて必要な情報を提供します。
- e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ICT（Information and Communication Technology）を活用した申告・納税手段の充実を推進します。
- 納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会や移転価格税制に関する事前確認に対応します。
- 租税教育について、関係省庁や教育関係者、関係民間団体と連携し、その充実に向けた環境整備や支援に取り組めます。

(2) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実

- 厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、必要な機構・定員・予算の確保を図り、適切に配分するとともに、国民の視点に立って行政の効率化・経費の節減に努めます。
- 事務処理の電子化など、事務の簡素・効率化に向けた不断の見直しを行い、特に、一時期に申告が集中する所得税の確定申告については、納税者利便の向上にも資するe-Taxの利用推進などに取り組めます。
- 女性職員の採用・登用にも配慮しつつ、経験や能力に応じた的確な人事配置を行い、必要とされる専門知識の一層の向上が図られるよう、研修などの指導育成策の充実を図ります。
- 行政文書・情報の管理の徹底に取り組めます。

(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済

- 納税者の権利・利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨みます。
- 課税・滞納処分に当たっては、調査段階において、納税者の主張を正確に理解し、その内容を客観的に吟味した上、的確な事実認定と法令の適用を行います。
- 複雑化する経済取引等に対応するため情報収集体制の充実を図るとともに、資産運用の多様化や消費税の不正還付申告への対応など、経済・社会の変化に応じた重点課題を設定し、組織的に取り組めます。
- 国際的な取引についても租税条約などに基づく外国税務当局との情報交換を行い、課税上問題があると認められる租税回避行為などには厳正に対応します。
- 大企業の経営責任者等と意見交換を行い、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働きかけるとともに、その状況が良好で一定の条件を満たした大企業については次回調査までの間隔を延長し、より調査必要度の高い法人へ調査事務量を振り向けます。
- 不服申立てについては、適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい不服申立制度の環境の整備を図ります。

(4) 酒税行政の適正な運営

- 酒類業の事業所管官庁として、酒類業界の課題やニーズ等の把握に努めるとともに、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、酒類業の振興のための取組を強化していきます。

- 国際的な情報発信や国際交渉等を通じた海外需要の開拓、地理的表示（GI）の普及拡大等によるブランド化の推進、酒類製造業者等への技術支援や酒類の安全性の確保等に取り組めます。
- 酒類の公正な取引を確保するため、酒類業者に対して、酒類の取引状況等実態調査を行い、「酒類の公正な取引に関する基準」に則していない取引が認められた場合、指示を行うなど厳正に対処します。
- アルコール健康障害対策や資源リサイクルの推進といった社会的要請に応え、20歳未満の者への酒類販売の禁止や酒類容器の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の周知・啓発を行います。

(5) 税理士業務の適正な運営の確保

- 申告納税制度の適正かつ円滑な実現を図る上で、税理士の果たす役割は重要であることから、税理士業務の改善進歩のための団体である税理士会との連絡協調に努めます。
- 税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めるとともに、税理士法に違反した税理士等や「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処します。

(6) 政策評価と税務行政の改善

- 国税庁が取り組むべき課題や取組方針、各種施策についての計画とその実施結果の評価・検証について、分かりやすくお知らせします。また、実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に取り組みます。

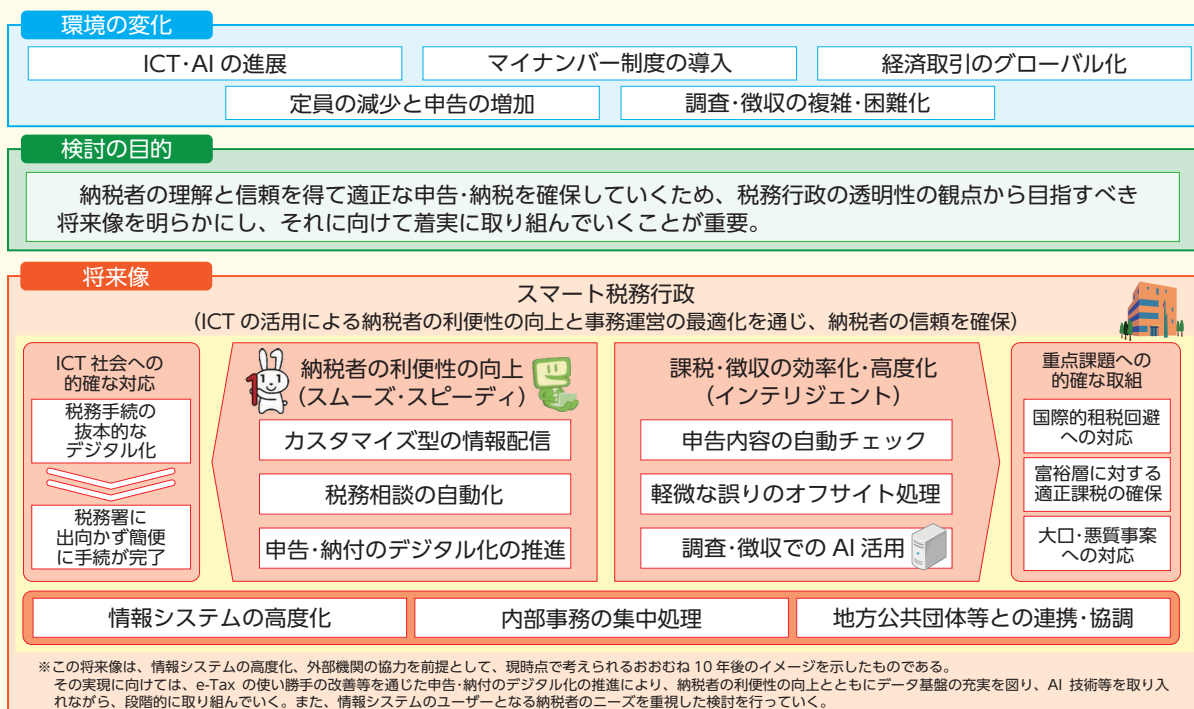
コラム1 「税務行政の将来像～スマート化を目指して～」

国税庁では、今後とも納税者の皆様の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、その実現に向けて着実に取り組んでいくことが重要との考えの下、平成29年6月に、「税務行政の将来像～スマート化を目指して～」を公表いたしました。

平成30年6月には、「将来像」の公表から約1年が経過したことを踏まえ、それまでの間に具体的に実現した取組などを、「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況」として公表いたしました。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2017/syourai-zou/index.htm>)をご覧ください。

「税務行政の将来像」～スマート化を目指して～



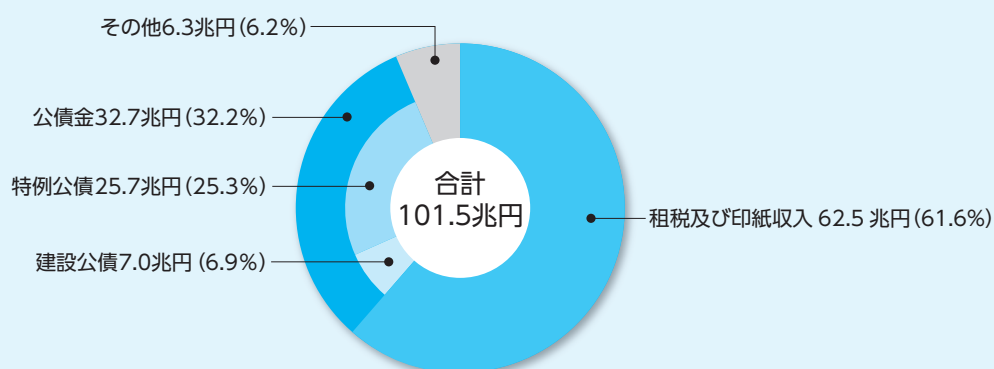
3 国税組織の概要

(1) 国の収入と税

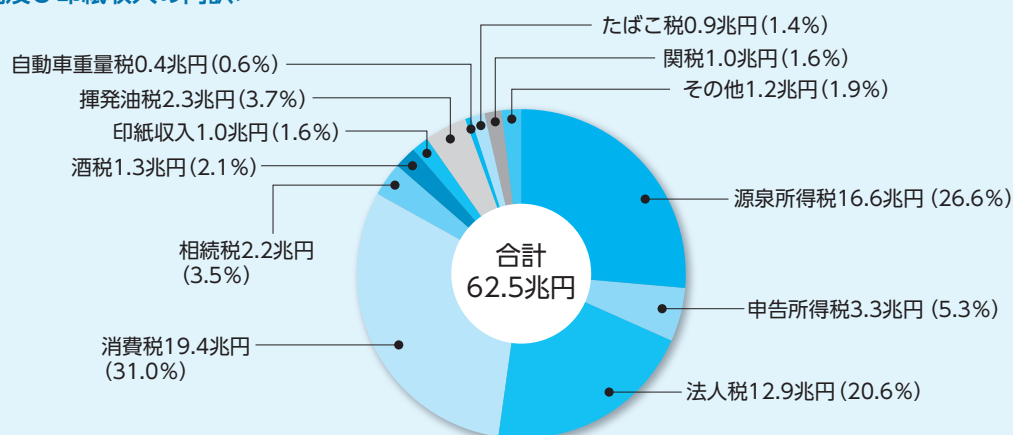
令和元年度の国の収入（一般会計歳入（当初予算））は年間 101 兆 4,571 億円です。そのうち 62 兆 4,950 億円が租税及び印紙収入です。

また、所得税、法人税、消費税で税収の約 8 割を占めています。

■ 国の収入（令和元年度一般会計歳入（当初予算））



<租税及び印紙収入の内訳>



※ 1 令和元年度一般会計歳入には、臨時・特別の措置を含みます。

※ 2 公債金は、公共事業費などを賄うために発行された建設公債と歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債による収入であり、全てが将来返さなければならぬ借金です。

※ 3 各項目の合計金額と「合計」の金額は、端数処理のため一致していません。

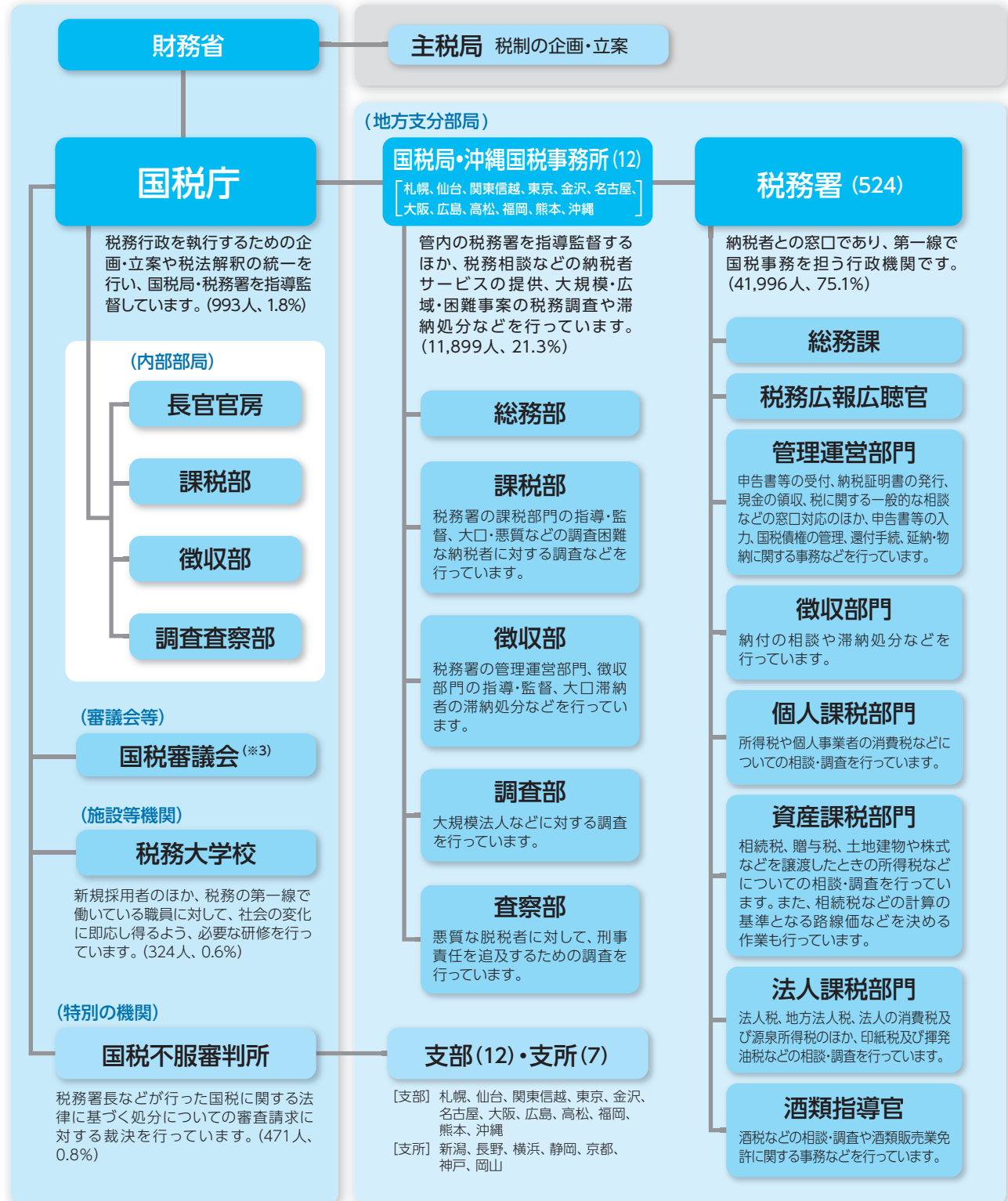
(2) 国税庁の予算と定員

令和元年度の国税庁関係当初予算額は 7,059 億円で、人件費は 5,568 億円、一般経費は 1,491 億円です。

国税庁の定員は、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代は 5 万 2,000 人台でした。その後、平成元年に消費税が導入されたことなどに伴い増加し、平成 9 年度に平成元年度以降のピークを迎え 5 万 7,202 人となりましたが、令和元年度は 5 万 5,903 人となっています。

(3) 国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局と524の税務署があります。^(※1、2)



※1 各部署の人数、%は、令和元年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています。

※2 国税庁の定員55,903人には、障害者雇用の推進のための定員220人(0.4%)が含まれています。

※3 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。